

## 新たな大都市制度の検討について

### 1 これまでの経過

| 時期                                  | 本市の取組                                                                                                   |                                                              | 参考：国等の動向                                                                                |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | 当局                                                                                                      | 市会                                                           |                                                                                         |
| 21 年 1 月<br>2 月                     | ○横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度創設の提案（最終報告）」<br>○横浜・大阪・名古屋 3 市による大都市制度構想研究会「日本を牽引する大都市 - 『都市州』創設による構造改革構想 - 」を提言 |                                                              |                                                                                         |
| 21 年 9 月<br>22 年 1 月<br>5 月         | ○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」第 1 次素案を市会へ説明<br>○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」修正素案を市会へ説明<br>○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」《基本的方向性》を公表  | ○特別委員会（第 1 次素案の検討）<br>○特別委員会（修正素案の検討）<br>○特別委員会（最終委員会・報告書確定） | ○地方行財政検討会議設置（22 年 1 月）<br><br>○指定都市市長会「特別自治市」構想発表（5 月）                                  |
| 22 年 7 月<br>10 月<br>23 年 2 月<br>3 月 | ○新たな大都市制度における広域連携・財政調整に関する研究会設置<br><br>○新たな大都市制度における広域連携・財政調整のあり方論点整理                                   | ○特別委員会（検討テーマの選定）<br><br>○特別委員会（最終委員会・報告書確定）                  | ○地域主権戦略大綱（6 月）<br>○川崎市が新たな大都市制度のあり方等について方針を策定（10 月）<br>○「地方自治法抜本改正についての考え方」策定（23 年 1 月） |
| 23 年 7 月<br>8 月                     | ○川崎市と大都市制度共同研究について合意<br>○横浜市大都市自治研究会設置                                                                  |                                                              | ○地域主権推進一括法第 1 次成立・第 2 次提出（4 月）                                                          |

### 2 大都市制度（特別自治市）共同研究会について

#### (1) 経過

- 7 月 26 日、林市長と阿部川崎市市長の会談で、両市で大都市制度に関する共同研究を開始し、首都圏など他の指定都市にも呼びかけることで合意
- 9 月 7 日、首都圏の指定都市（横浜・川崎・千葉・さいたま・相模原）及び京都・神戸の 7 市の大都市制度所管課長による準備会を開催

#### (2) 共同研究の主な視点

- ① 特別自治市創設のメリット／② 各市の実情を踏まえた都市内分権のあり方
- ③ 大都市制度における広域連携のあり方／④ 都構想の課題整理

### (3) 今後の予定

- 23 年 10 月下旬 第 1 回研究会開催 7 市の大都市制度所管局部長級職員で構成  
市長も必要に応じて参加
- 23 年 11 月～ 研究会を随時開催
- 24 年 3 月 中間報告

## 3 「横浜市大都市自治研究会」の設置について

### (1) 当面の検討内容

- 本市の「新たな大都市制度創設の基本的考え方（平成 22 年 5 月）」をふまえた  
**新たな大都市制度創設に向けた基本的姿勢と基本的枠組みの整理・具体化**に関する  
こと。
- 地方自治制度の一類型としての「**横浜特別自治市構想**」大綱策定に関すること。

### (2) 委員 (50 音順・敬称略)

|    |       |                        |
|----|-------|------------------------|
| 座長 | 辻 琢也  | 一橋大学大学院教授（行政学・地方自治論）   |
| 委員 | 伊藤 正次 | 首都大学東京大学院教授（行政学）       |
|    | 薄井 一成 | 一橋大学大学院准教授（行政法）        |
|    | 大杉 覚  | 首都大学東京大学院教授（行政学・都市行政論） |
|    | 高橋 信行 | 國學院大學准教授（行政法）          |
|    | 沼尾 波子 | 日本大学教授（財政学）            |

### (3) これまでの活動状況及び今後の予定

| 開催日              | 会議       | 主な内容              |
|------------------|----------|-------------------|
| 平成 23 年 8 月 12 日 | 第 1 回研究会 | 検討の進め方、課題整理       |
| 平成 23 年 8 月 26 日 | 第 2 回研究会 | 新たな大都市制度創設の必要性 ほか |

※ 以後、必要に応じて適宜開催。秋～冬に第 1 次提言

### (4) 研究会での主な意見

#### ア 第 1 回研究会

- 横浜が神奈川県から独立することで、**県・県内市町村・国全体にメリットがあることをまず重点的に示す**べき。
- 国は、「県と市が合意したものを提示してほしい」という姿勢。**制度創設に向けた意思決定の過程を早めに検討**すべき。
- 制度創設にあたっては、関係する**多数の個別法の改正が不可欠。代表的な事務を取り上げて提言**を行っても良い。
- **大都市と 県、行政区、国、それぞれの役割分担の明確化**が必要。
- **国と地方の役割分担及び税配分**をどう考えるか。

#### イ 第2回研究会

- 横浜市特有の事情及び将来の高齢化を考慮し、必要性について掘り下げるべき。高齢化の進行及び財政需要の増加にどう対応していくのか。大都市制度の導入によって最悪の事態を回避し、周辺自治体に悪影響を及ぼさないようにするというスタンスが良いのでは。
- 国際的に経済の中心圏が変わりつつあるが、将来的な国際競争力に関し、地政学的観点から横浜の立場をどう考えるかも示すと良い。
- 財政論は、権限及び財源について大枠が決まった後で議論すべき。
- 横浜市が県と同じ権限・財源も有すると仮定して試算すれば、制度創設にあたっての課題が見えてくる可能性がある。

<参考資料1：第1回研究会会議資料>

<参考資料2：第2回研究会会議資料>

## 4 市長の「第30次地方制度調査会」臨時委員就任について

林市長が「第30次地方制度調査会」臨時委員に就任しました。

### (1) 地方制度調査会の概要

- 地方制度調査会設置法に基づき、内閣府に設置
- 内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議
- 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

### (2) 委員任期

平成23年8月から最長2年間

### (3) 諮問事項

- 住民の意向を一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方
- 我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方
- 東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方

### (4) 議論の進め方

実質的議論は学識者による専門小委員会（委員長：碓井・明治大学教授）で実施し、総会に報告する。

<参考資料3：第30次地方制度調査会委員名簿>

**資料3**

**第1回  
横浜市大都市自治研究会**

平成23年8月12日

**会議資料**

参考資料 1

## ● 本日の説明項目等

### 1 新たな大都市制度創設の基本的考え方

### 2 研究会における検討項目

- 新たな大都市制度創設の必要性
- 新たな大都市制度提案の基本的枠組み
- 新たな大都市制度創設に向けた工程

# 1 新たな大都市制度創設の基本的考え方

# ●「新たな大都市制度創設の基本的考え方」

## 《基本的方向性》

市会(議会)との議論を踏まえ、昨年5月に策定  
林市長が国・経済界などに直接説明

### ＜構成＞

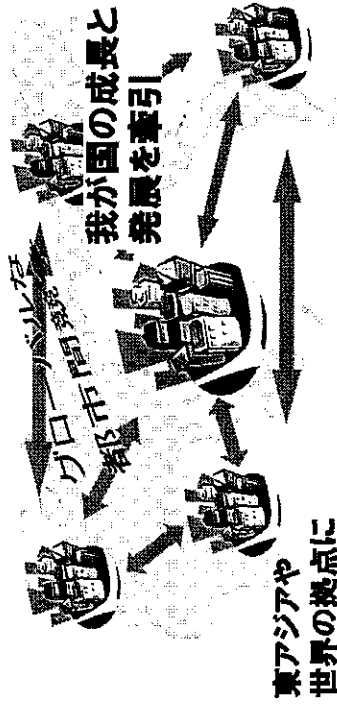
- 1 新たな大都市制度創設の 必要性
- 2 新たな大都市制度創設に向けた 基本的姿勢
- 3 新たな大都市制度提案の 基本的枠組み
- 4 実現に向けた 取組方針

次ページへ

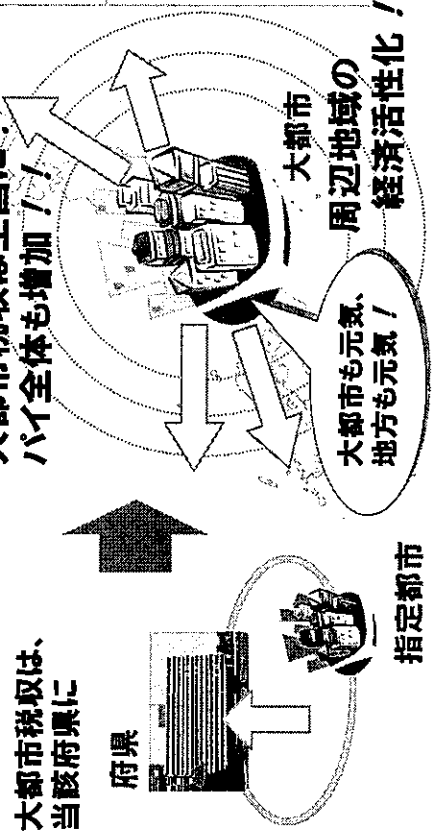
# 【新たな大都市制度創設に向けた横浜市の基本姿勢】

- 地方分権の推進に積極的に取り組む
- 現行の指定都市制度が抱える様々な矛盾や制約を解消

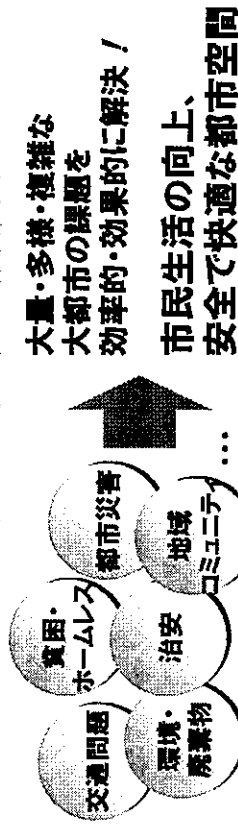
## 1 国の成長拠点となる大都市をつくる



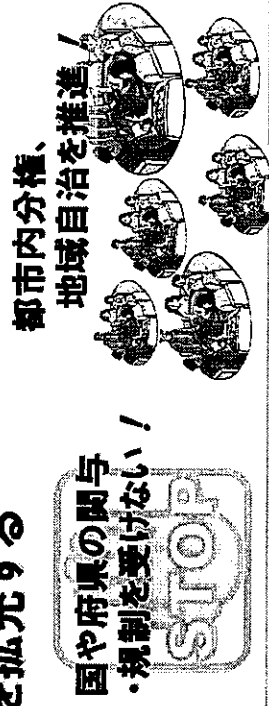
## 2 地方全体を支え、他地域と共生する大都市をつくる



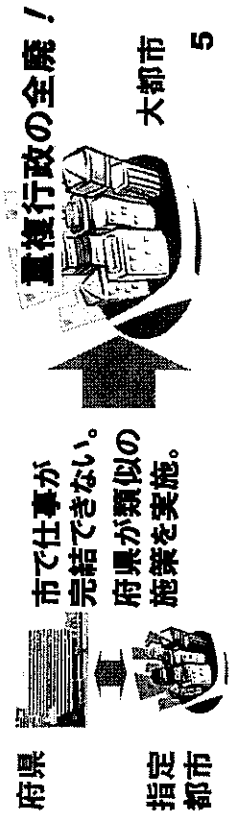
## 3 大都市行政課題を有効に解決する



## 4 分権型社会になう大都市自治を拡充する

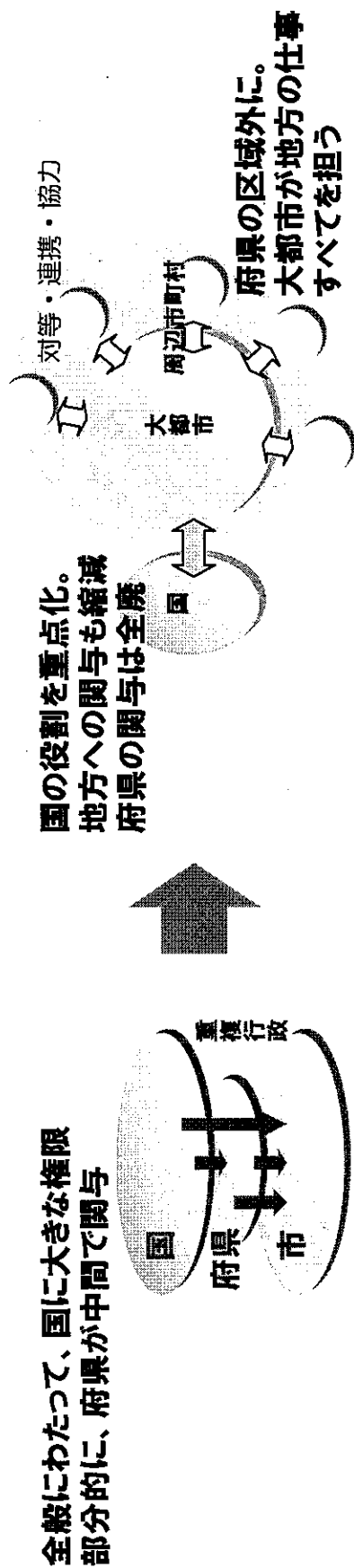


## 5 簡素で効率的な行政を実現する



# 【横浜市の新たな大都市制度提案の基本的枠組み】

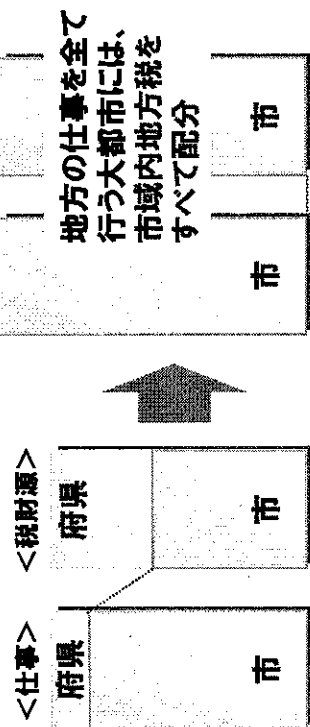
## 1 広域自治体から独立。周辺自治体とは対等な連携で広域行政を推進



## 2 役割・仕事量に見合った公平な税制

府県の仕事をしても、  
税財源配分は一般市と同じ

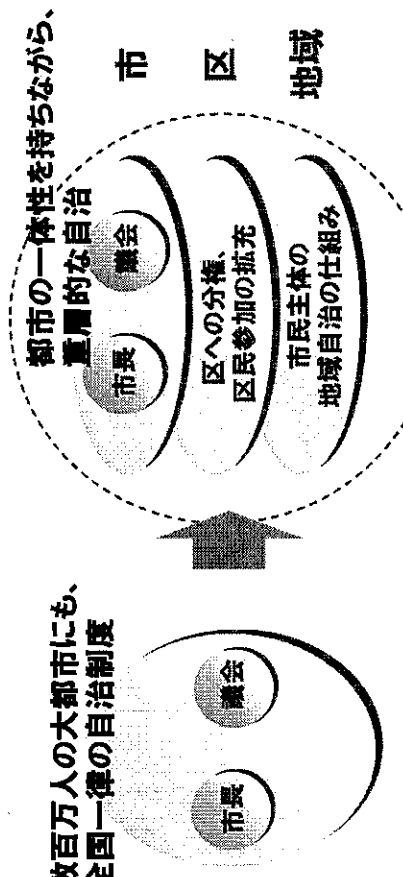
国と地方の税財源配分も見直し



大都市の役割、仕事量、財政需要に応じた税財源配分に  
より、受益と負担が明確な、市民にとって公平な税制に

## 3 住民自治機能の拡充、 市民主体の地域運営・課題解決

数百万人の大都市にも、  
全国一律の自治制度



都市内部の重層的な分権の推進、参加機能の拡充、地域  
自治の仕組みにより、大都市でも市民による自治が充実

## 2 研究会における検討項目

# ● 新たな大都市制度創設の必要性

## 1 我が国を取り巻く社会経済情勢

- ・経済のグローバル化の進展、諸外国に対する我が国の国際競争力の低迷

## 2 大都市が果たしている役割

- ・指定都市は国土の3.0%の面積に、全国の約2割の人口が集中。人の定住や経済活動等に関して、大都市として高い集積性を有する。
- ・大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が必要

## 3 大都市の課題解決と国全体の持続的发展

- ・大都市では今後、増加する高齢人口への対応、老朽化する都市インフラの維持更新、経済状況の悪化等による生活困難層の拡大などの深刻な課題が予想される。
- ・大都市が抱える課題を効率的に解決し、国全体として持続的に発展していくことが必要

## 4 「暫定」が続く地方自治制度の抜本的改革

- ・中核市・特例市制度の創設、府県から市町村への権限移譲、市町村合併の進展、市町村間の広域行政の仕組みの整備などを踏まえた、府県の役割の見直しを含めた地方自治制度の改革が必要



## ● 新たな大都市制度提案の基本的枠組み

- 1 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体
- 2 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政
- 3 役割・仕事量に見合った公平な税制
- 4 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

## 1 広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体

### 新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、基礎自治体全体の強化を図った上で、現在の府県制度や将来的な道州制などのような制度下にあっても、原則として、大都市は、地方の事務(国の事務以外)をすべて担う、広域自治体の区域から独立した特別な市とします。

### 論点1:大都市が担うべき事務権限について

- ・指定都市制度の問題点
- ・国と地方の役割分担

### 論点2:大都市制度の類型について

- ・補完性・近接性の原理からあるべき類型
- ・都構想型の大都市制度



## 2 水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政

### 新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

大都市と近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化するとともに、多様な機能や人材が集積した、高い行財政能力を有する圏域の中心的な都市として、広域的なまちづくりや産業・観光等の振興、広域防災、環境対策、高等教育・研究機関の設置、高度医療の提供、大規模集客施設の整備、人材の供給、就業・就学・就労の場の確保など、広域的な役割を積極的に担うこととします。

### 論点：周辺自治体等との広域連携について

- ・周辺広域自治体との連携のあり方
- ・周辺基礎自治体との連携のあり方
- ・首都圏における連携のあり方
- ・広域自治体の広域行政への影響

### 3 役割・仕事量に見合った公平な税制

#### 新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

国の役割の重点化に應じて、税源配分も抜本的に見直すとともに、国への財政的依存度の低下と地方の自主財源の充実確保により、地方の自立を図った上で、現行の画一的な地方税制を改め、地方自治体の権能差に応じた税制を構築します。

大都市の税制は、市域内における地方の事務を一元的に担任する事務権限配分と、集積により生じる財政需要に対応するため、大都市に市域内地方税のすべてを配分することを基本とします。

#### 論点：市域内地方税を全て大都市で徴収すること についての課題整理

- ・国と地方の税源配分についての基本的考え方
- ・大都市による税収の独占という主張について  
(横浜市、神奈川県、県内市町村の財政状況について)

## 4 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

### 新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》

大都市内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本としながら、市は大都市全体の経営を総合的に推進し、市民に身近な行政はできる限り区において行うという考え方により、区への分権及び機能強化を一層推進します。あわせて、区における住民参加の機会を拡充します。

さらに、地域内の住民自治の機能を高めるため、地域における合意形成を図りながら、市民が主体となり、行政との協働、市民同士又は地域の企業等との協力により、地域運営や地域課題の解決を行うため、区よりも身近な日常生活圏単位などの地域（地区）レベルに拠点となる組織を、住民の発意により置くことができる仕組みをつくります。

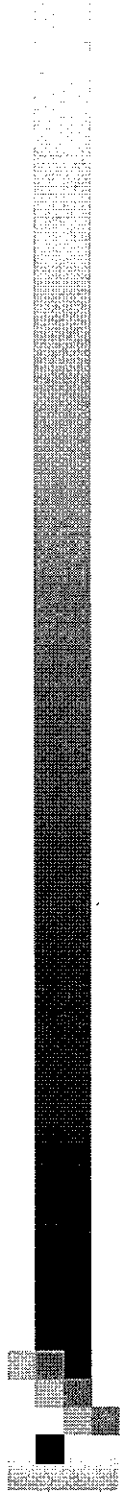
### 論点1：区の機能についての基本的考え方

- ・区的位置付け・役割、機能、権限・財源はどうあるべきか

### 論点2：住民自治機能の拡充についての基本的考え方

- ・一人の首長・一つの議会では不十分か
- ・民主的正当性の確保はどうあるべきか

### 論点3：地域自治組織についての基本的考え方



## ●新たな大都市制度創設に向けた工程

### 1 新たな地方自治法体系の整備

大都市制度創設によって、法体系はどうあるべきか

### 2 新たな大都市制度への移行の意思決定

大都市制度への移行を市民と共に選択・決定できる仕組みのあり方

### 3 準備作業

大都市制度導入に向けたイメージ

### 4 移行

# 第2回 横浜市大都市自治研究会

平成23年8月26日

## 会議資料

## ● 本日の検討項目等

### ■ 第1回研究会での主な意見の整理

- 1 新たな大都市制度創設の必要性（▶本日議論）
- 2 新たな大都市制度提案の基本的枠組み
- 3 新たな大都市制度創設に向けた工程

### ■ 新たな大都市制度創設の必要性

※ 「2 新たな大都市制度提案の基本的枠組み」及び

「3 大都市制度に向けた工程について」は、次回以降検討。

本日は、次回以降の議論に向けた基礎的な資料（別紙参考資料集）を添付

# ● 第1回研究会での主な意見の整理

## 【検討の進め方】

- ・原則として、検討項目ごとに論点をまとめて提言を行う。

## 1 新たな大都市制度創設の必要性

大都市が府県から独立することで、大都市だけではなく、府県・府県内市町村・国全体にメリットがあることを検証する。

- 社会経済情勢の変化への対応  
大都市が広域自治体から独立した場合の経済的效果等
- 超高齢化、少子化対策  
今後、特に大都市で深刻化する課題への対応
- 東日本大震災後の危機管理  
東日本大震災における大都市の支援状況  
広域自治体との関係における災害時の課題
- コンパクトシティ、地球温暖化対策

## 2 新たな大都市制度提案の基本的枠組み

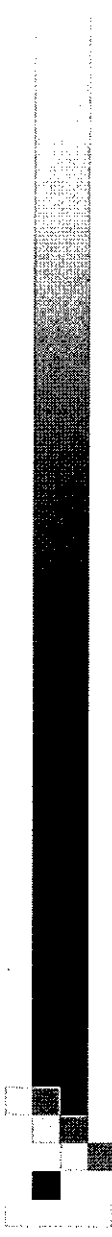
### (1) 検討の前提

横浜市、神奈川県、神奈川県内市町村の關係に重点を置いて検討。  
その後、検討対象を拡大して、国と地方の關係についての検討を進める。

### (2) 「広域自治体から独立する大都市」のシミュレーション

横浜市(川崎市、相模原市)が神奈川県から独立した場合の事務権限、周辺自治体との連携、税財源などのシミュレーションを行い、問題が生じないことを検証する。

- 事務権限：警察、県費負担教職員、医療・福祉分野全般
- 歳入、歳出
- 税収
- 広域調整の仕組み：道路、河川管理
- 職員数



### (3) 大都市内部の自治構造について

- 指定都市の行政区を特別区と比較した場合のシミュレーションを行い、大都市内部の区のあり方について検討
- 大都市内部における住民自治機能の拡充についての検討

## 3 新たな大都市制度創設に向けた工程

- 新たな大都市制度の法律上の位置づけ
- 移行までのプロセスの整理
- 特別市制度における住民投票問題、憲章都市制度

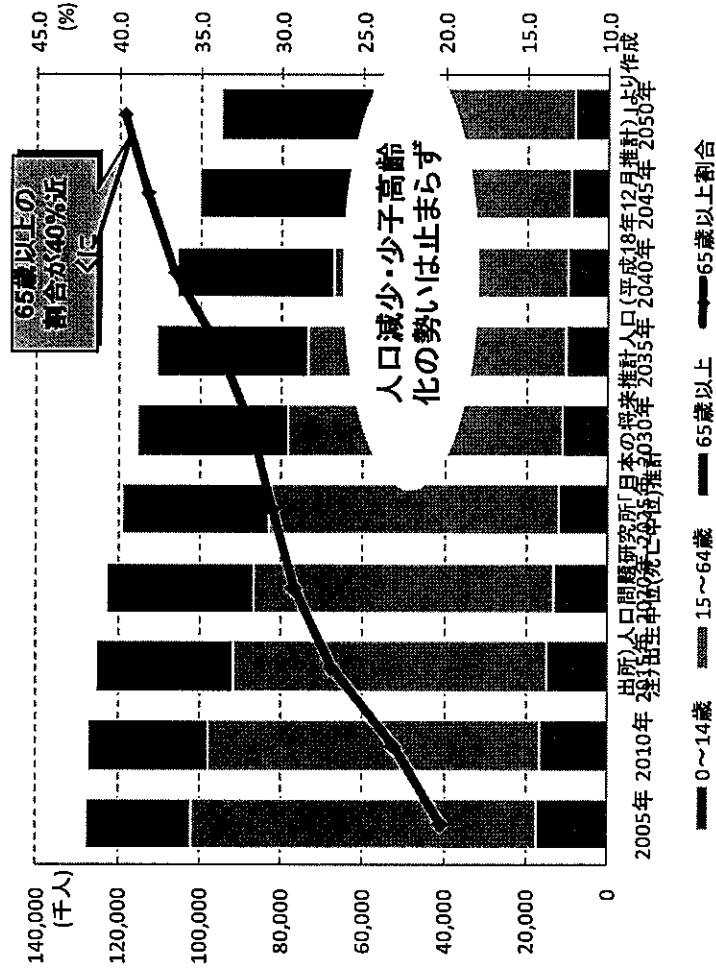
## ● 新たな大都市制度創設の必要性

- ・日本の現状と課題：人口減少・少子高齢化
- ・大都市圏における高齢化の進展
- ・日本の現状と課題：財政状況
- ・日本の現状と課題：国際競争力の低下
- ・大都市の集積性：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動
- ・大都市の高次性：高度で多様な産業・社会・文化活動
- ・大都市の役割：日本経済の牽引
- ・法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政
- ・大都市特有の財政需要による高い歳出水準
- ・過密や集中に起因する都市的課題
- ・指定都市の生活保護被保護者数
- ・東日本大震災における指定都市の人的支援状況
- ・東日本大震災における横浜市の人的支援状況
- ・災害対策に係る権限の指定都市への移譲について
- ・横浜スマートシティプロジェクト

## 【日本の現状と課題：人口減少・少子高齢化】

- 国内では、人口減少・少子高齢化の進展により、日本の活力低下が懸念される。
- 日本の人口は2004年をピークに減少を続けている。
- また、人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は勢いを増して増加し、2050年には40%近くに達するとみられている。

図表 日本の将来人口推計

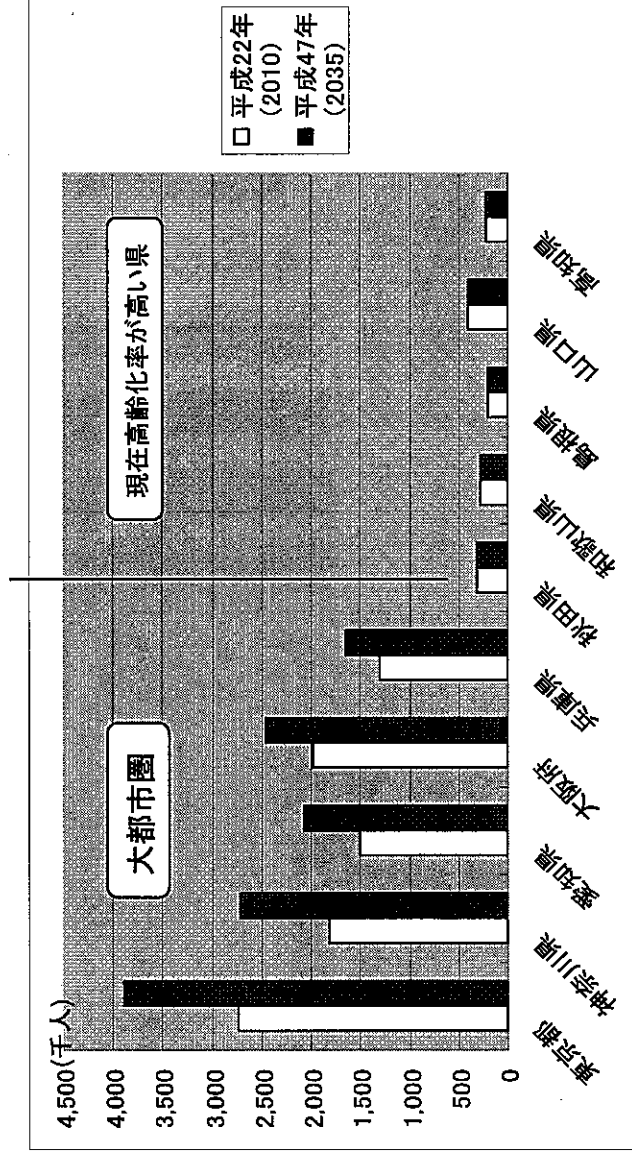


(株)野村総合研究所「大都市制度導入による将来シナリオ」2009年9月30日

## 【大都市圏における高齢化の進展】

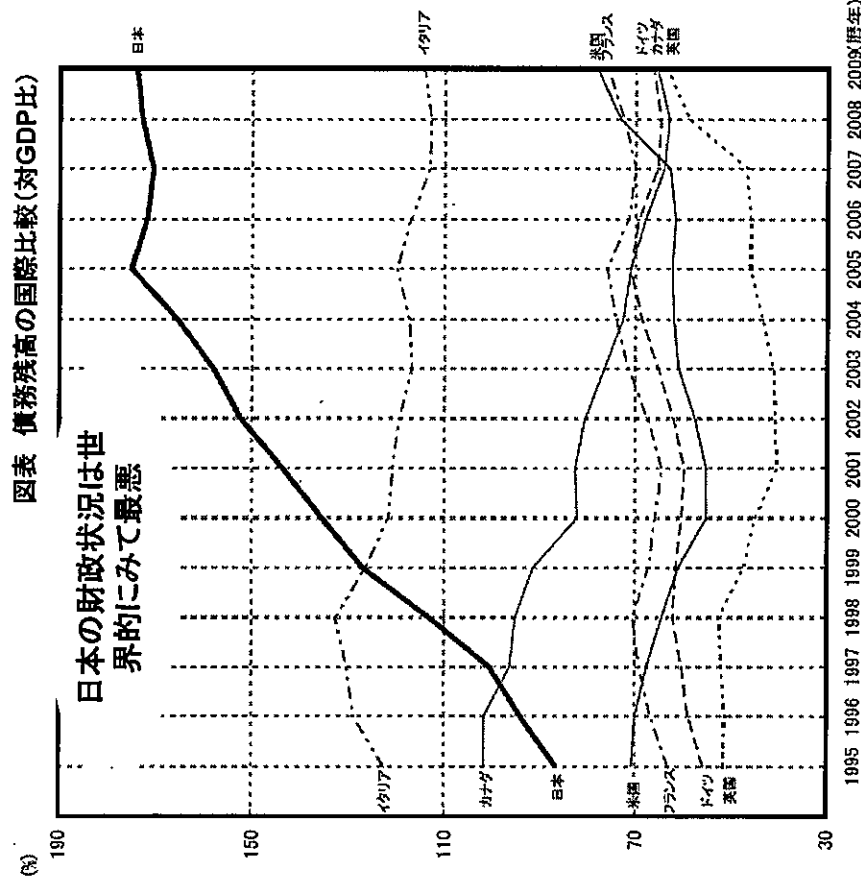
- 65歳以上の高齢人口の25年後における変化を見ると、大都市圏において、高齢人口が著しく増加する。
- これにより、大都市圏における老人福祉費の大幅な増加、財政負担の急増、財政的自由度の低下等が懸念される。

### 65歳以上人口の推移



## 【日本の現状と課題：財政状況】

- 日本の一般政府（中央政府、地方政府、社会補償基金の合計）の債務残高は、90年代のバブル経済の崩壊以降急増し、2007年のGDP比で174.1%に達している。
- さらに、サブプライム問題以降の財政支出の増加に伴い、ここにて財政状況は厳しさを増している。
- 今後、高齢化が進展する中で、社会保障費の大幅増加等に伴い、財政再建が大きな課題になると見込まれる。



(株)野村総合研究所「大都市制度導入による将来シナリオ」2009年9月30日

## 【日本の現状と課題：国際競争力の低下】

■グローバル化が進む中で、日本のプレゼンスが相対的に低下しつつあり、一層の低下が懸念される。

図表 世界の港湾・コンテナ取扱数ランキング

1980年 (単位:万TEU)

| 順位  | 港名            | 取扱量 |
|-----|---------------|-----|
| 1位  | ニューヨーク/コネチカット | 195 |
| 2位  | ロッテルダム        | 190 |
| 3位  | 香港            | 147 |
| 4位  | 神戸            | 146 |
| 5位  | 高雄            | 98  |
| 6位  | シンガポール        | 92  |
| 7位  | サンファン         | 85  |
| 8位  | ロングビーチ        | 83  |
| 9位  | ハンブルク         | 78  |
| 10位 | オーケランド        | 78  |
| 12位 | 横浜            | 72  |
| 16位 | 釜山            | 63  |
| 18位 | 東京            | 63  |

2005年 (単位:万TEU)

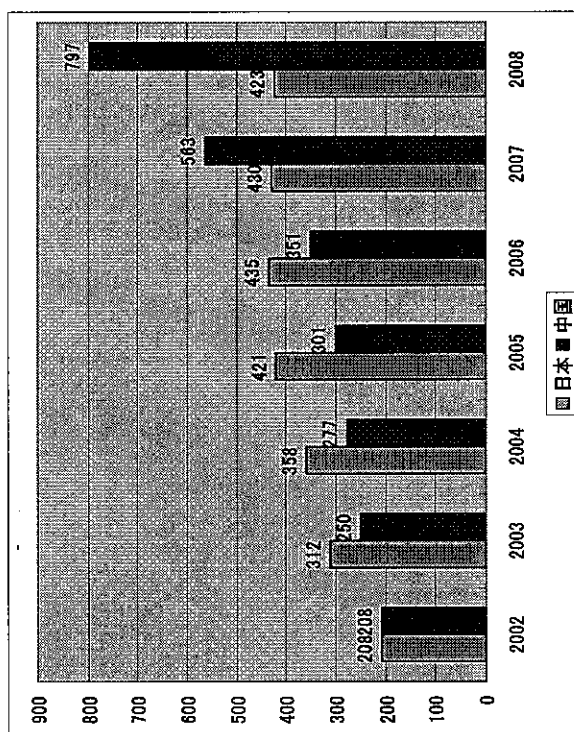
| 順位  | 港名     | 取扱量   |
|-----|--------|-------|
| 1位  | シンガポール | 2,319 |
| 2位  | 香港     | 2,243 |
| 3位  | 上海     | 1,808 |
| 4位  | 深セン    | 1,620 |
| 5位  | 釜山     | 1,184 |
| 6位  | 高雄     | 947   |
| 7位  | ロッテルダム | 930   |
| 8位  | ハンブルグ  | 809   |
| 9位  | ドバイ    | 762   |
| 10位 | ロサンゼルス | 748   |

...

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 22位 | 東京 | 359 |
| 27位 | 横浜 | 287 |

出所) 通商白書2007、国土交通省HPより作成

図表 見本市・展示会の開催件数の推移



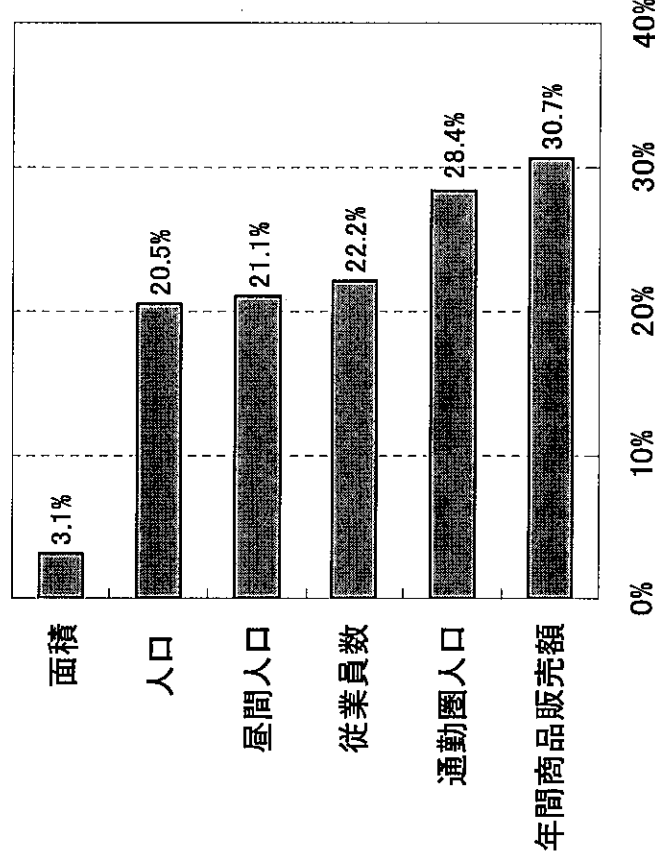
出所) JETRO

(株)野村総合研究所「大都市制度導入による将来シナリオ」2009年9月30日

## 【大都市の集積性：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動】

国土面積の3.1%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】

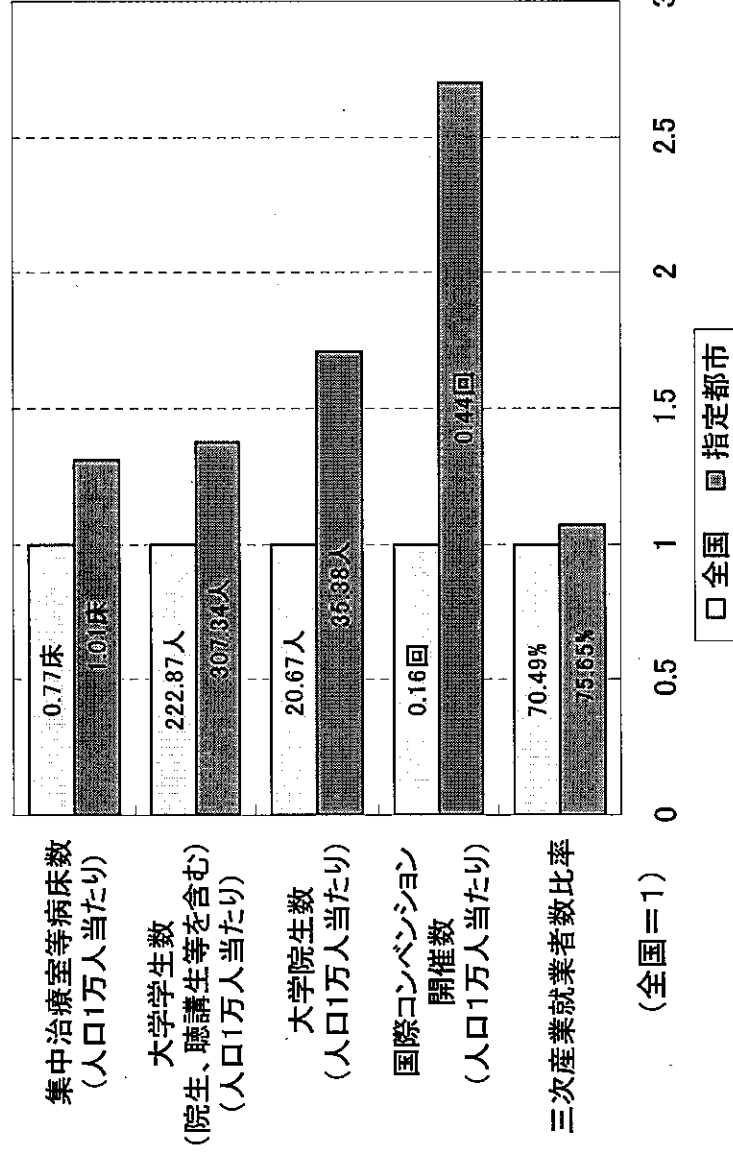


\* 高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

## 【大都市の高次性\*：高度で多様な産業・社会・文化活動】

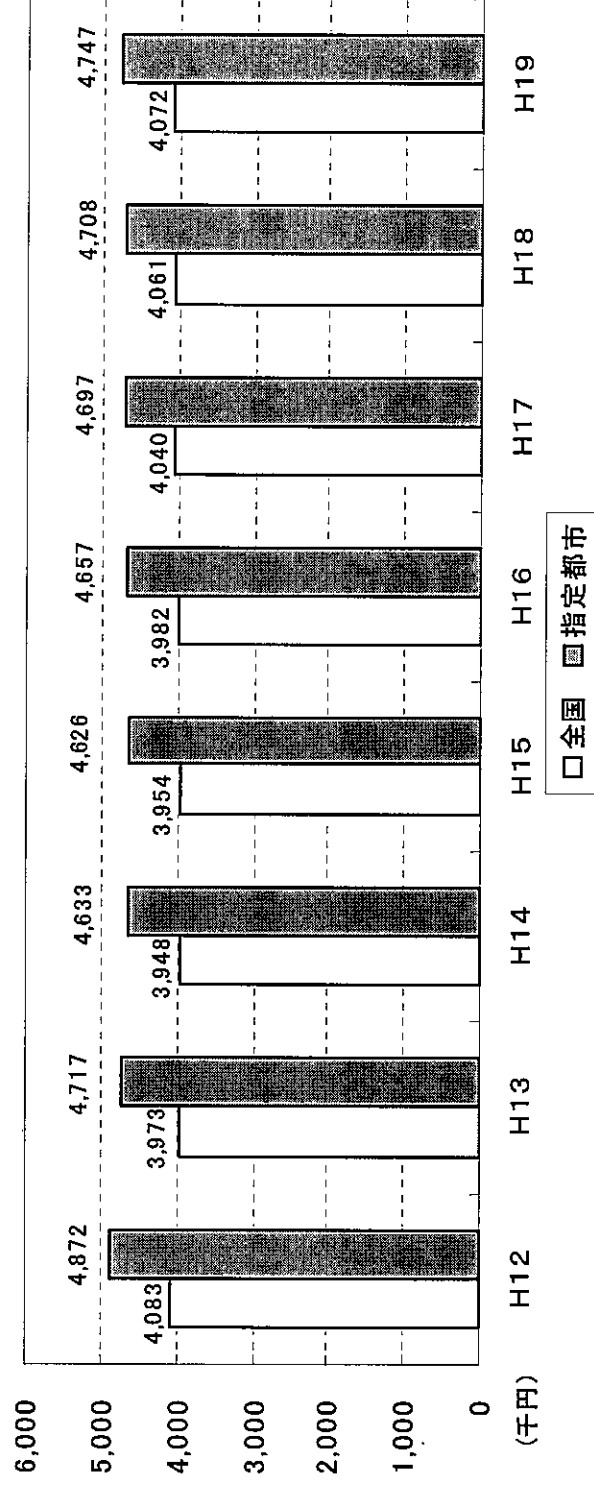
指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】



## 【大都市の役割：日本経済の牽引】

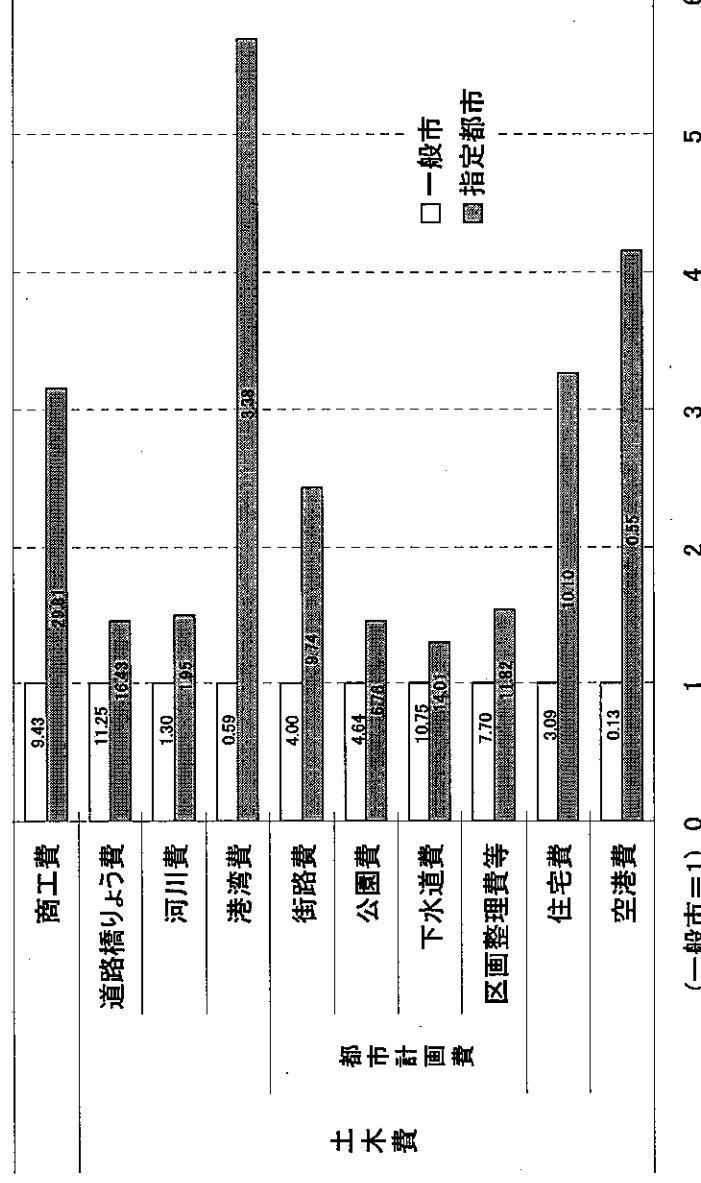
指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人当たり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。



# 【法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政】

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。

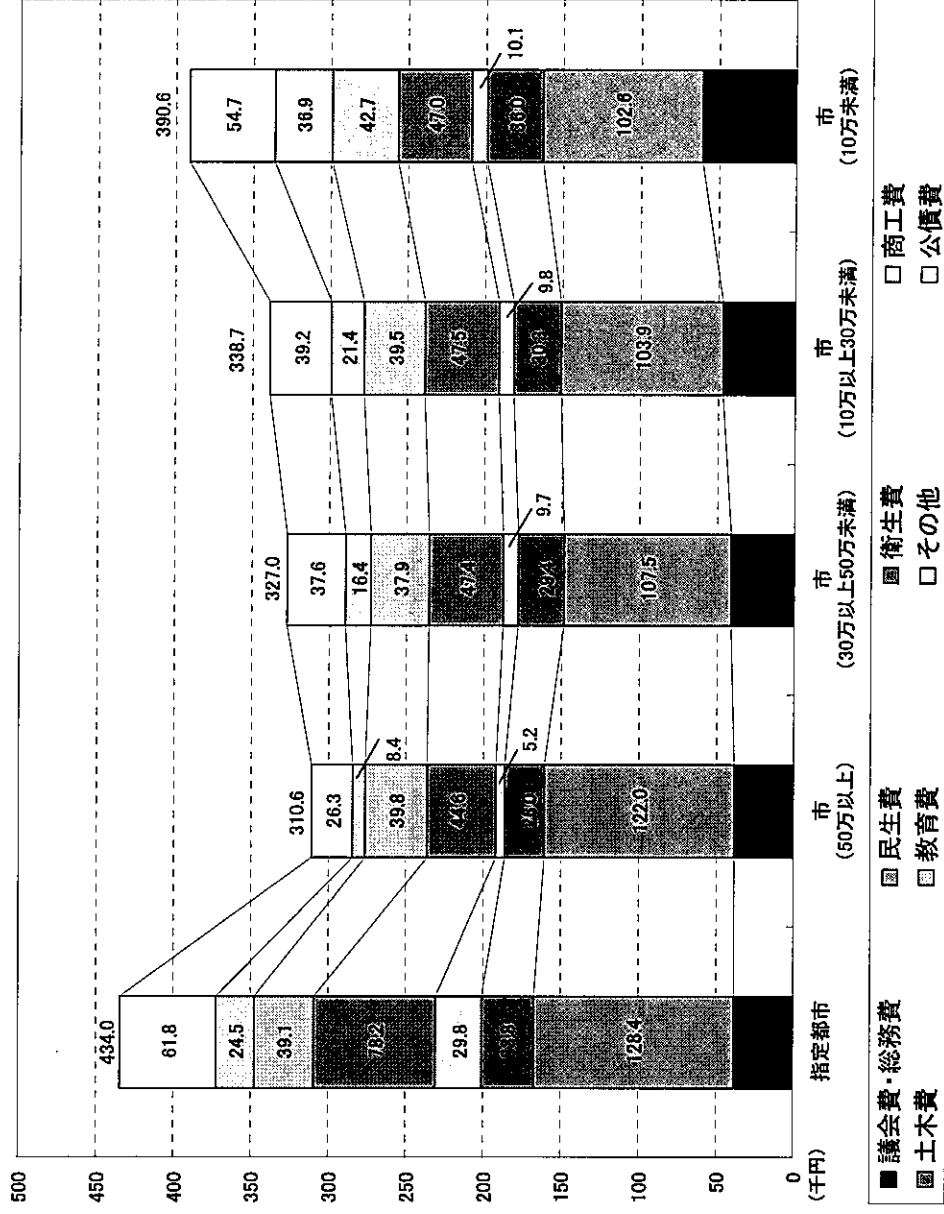
【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持(一人当たり歳出額 千円)】



## 【大都市特有の財政需要による高い歳出水準】

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。

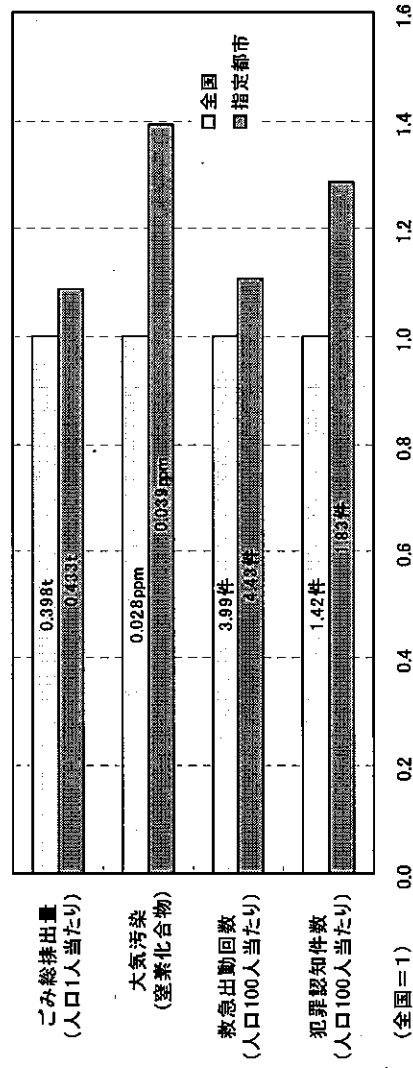
しかし、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。



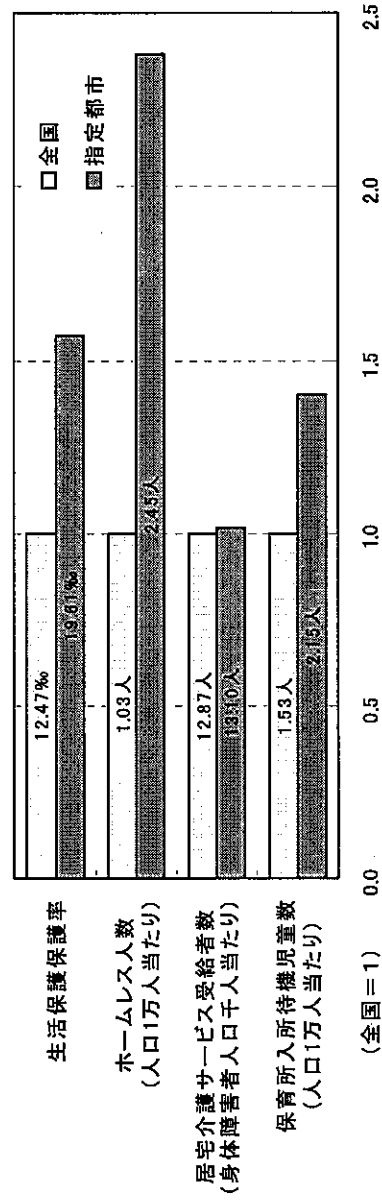
## 【過密や集中に起因する都市的課題】

指定都市では、過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など。

### <環境・安全安心>



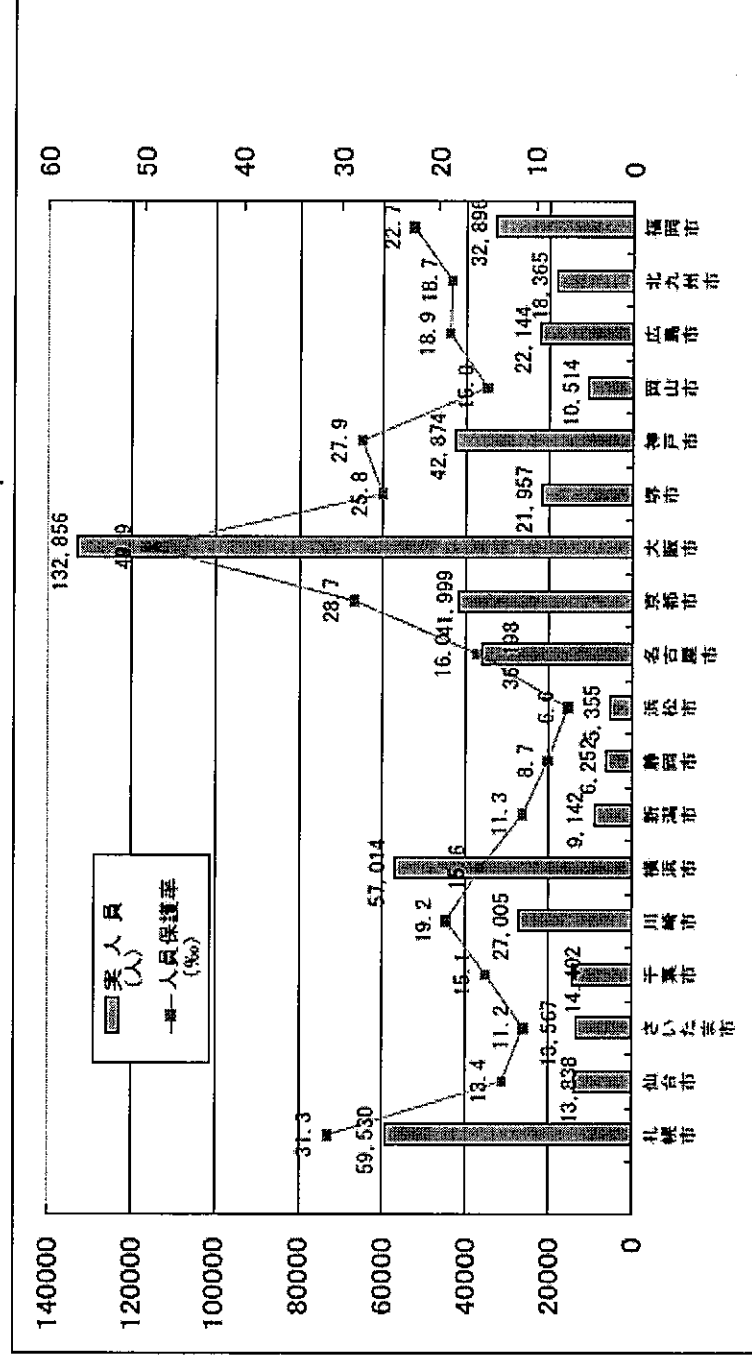
### <福祉>



指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成23年度）」

## 【指定都市の生活保護被保護者数】

- 指定都市における生活保護被保護者の実人員数は、大阪市(132,856人)、札幌市(59,530人)、横浜市が(57,014人)の順となっており、高い水準にある。



(「実世帯数」,「実人員」欄の数値は年度平均の数値。「人員保護率」は平成21年10月1日現在)

# 【東日本大震災における指定都市の人的支援状況】

平成23年7月1日現在

| 派遣内容     | 延べ人数<br>(人日) | 派遣内容        | 延べ人数<br>(人日) |
|----------|--------------|-------------|--------------|
| 災害救助活動   | 31,957       | 物資集積所       | 1,231        |
| 情報収集連絡調整 | 2,296        | 物資輸送        | 235          |
| 避難所健康対策  | 9,235        | 仮設住宅        | 1,927        |
| 避難所運営支援  | 9,409        | 宅地危険度判定     | 393          |
| 救護所医療支援  | 3,164        | り災証明        | 4,464        |
| 水道対策     | 11,851       | 生活保護        | 813          |
| 下水道対策    | 4,894        | 児童福祉        | 655          |
| し尿処理     | 532          | その他         | 6,100        |
| 廃棄物処理    | 9,816        | 計 98,972 人日 |              |

※ このほかに物的支援や避難者受入も実施

# 【東日本大震災における横浜市の人的支援状況】

平成23年7月1日現在

| 派遣先       | 累計派遣人数(人日) | 派遣内容                                                                                                    |
|-----------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青森県八戸市    | 6          | 港湾調査                                                                                                    |
| 岩手県花巻市    | 174        | 緊急消防援助隊                                                                                                 |
| 岩手県古市     | 70         | 緊急消防援助隊                                                                                                 |
| 岩手県一関市    | 42         | 要保護児童の状況に関する調査協力                                                                                        |
| 岩手県陸前高田市  | 105        | 心のケア、現地精神科医療の支援、物資運搬                                                                                    |
| 岩手県大船渡保健所 | 430        | 健康相談、心のケア                                                                                               |
| 宮城県石巻市    | 200        | 避難所支援、行政事務支援、人員輸送                                                                                       |
| 宮城県気仙沼市   | 626        | 福祉避難所における要保護高齢者等の介助、医療支援                                                                                |
| 宮城県仙台市    | 7,073      | 緊急消防援助隊、生活保護業務、被災証明関連業務、災害用慰金関連業務、現地調査、支援物資受入、仕分作業、避難所運営支援、人員輸送、し尿処理、物資運搬、廃棄物収集、下水管きよめの調査、上水道調査、港湾調査、など |
| 福島県       | 298        | 心のケア、応急仮設検査業務                                                                                           |
| 福島県北保健所   | 214        | 現地状況調査、ニーズ把握、健康相談                                                                                       |
| 福島県双葉郡    | 201        | 緊急消防援助隊                                                                                                 |
| 福島県福島市    | 1,157      | 緊急消防援助隊                                                                                                 |
| 福島県郡山市    | 18         | 給水応援                                                                                                    |
| 福島県いわき市   | 298        | 給水応援、復旧応援                                                                                               |
| 福島県矢板市    | 84         | 給水応援                                                                                                    |
| 茨城県       | 12         | 上水道調査                                                                                                   |
| 茨城県日立市    | 56         | 復旧応援                                                                                                    |
| 千葉県       | 72         | 給水応援                                                                                                    |
| 千葉県浦安市    | 49         | 復旧応援                                                                                                    |
| 千葉県市原市    | 60         | 緊急消防援助隊                                                                                                 |
|           |            | 計 11,245 人日                                                                                             |

※ このほかに物的支援や避難者受入も実施

## 【災害対策に係る権限の指定都市への移譲について】

横浜市「東日本大震災への対応に係る国への緊急提案・要望書」(平成23年5月)

### 国への緊急提案

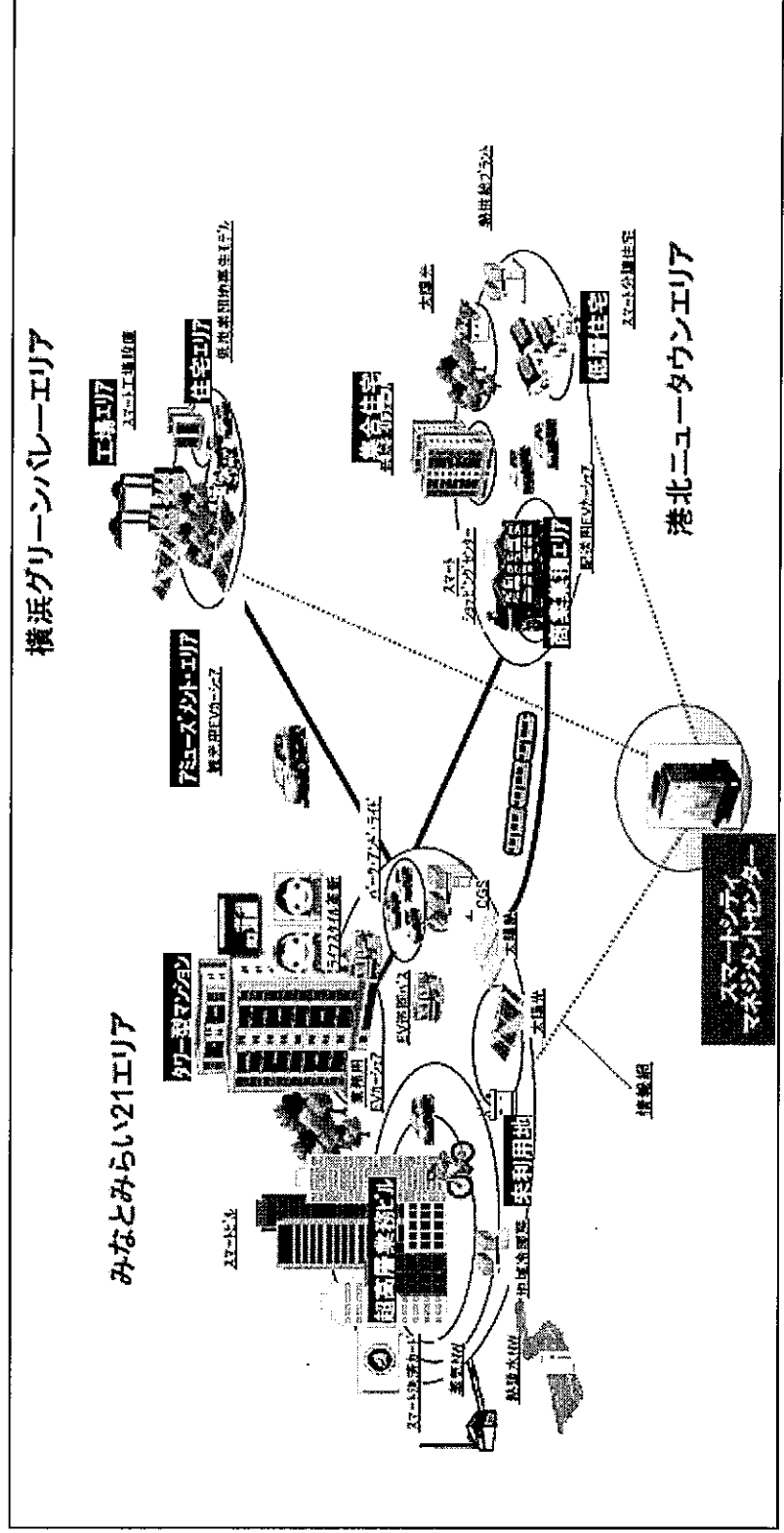
- 自衛隊への災害派遣要請を行う権限の指定都市への移譲
- 緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市への移譲

- 現在、自衛隊への災害派遣要請や緊急通行車両の確認(通行許可)については、道府県の権限となっている。
- 災害発生時のような緊急事態に派遣要請を道府県経由とすることは迅速性の点から問題がある。
- 指定都市は災害の状況に応じて関係道府県や自衛隊と連携しながら対策を講じることが可能であることから、権限の移譲を要望

## 【横浜スマートシティプロジェクト】

370 万人規模の先進都市横浜を舞台に、世界一のスマートシティ・モデルを先行確立し、海外都市に向けて横浜型ソリューションを輸出

横浜市の規模、多様な地勢（みなとみらい21、関内・関外等の中心市街地、日本有数の港湾地域、港北ニュータウン等の大規模開発地や緑・水豊かな住宅地等も存在）、市民が実際に暮らしている、インフラ更新が容易でない既成市街地へのシステム適用を目指す。



## 第 3 0 次地方制度調査会委員名簿

(平成 2 3 年 8 月 2 4 日現在)

### 委 員

#### 【学識経験者 1 8 名】

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 石 原 俊 彦   | 関西学院大学教授               |
| 伊 藤 正 次   | 首都大学東京教授               |
| 岩 崎 美 紀 子 | 筑波大学教授                 |
| 碓 井 光 明   | 明治大学教授                 |
| 江 藤 俊 昭   | 山梨学院大学教授               |
| 太 田 匡 彦   | 東京大学教授                 |
| 大 貫 公 子   | 行政相談委員                 |
| 大 山 礼 子   | 駒澤大学教授                 |
| 畔 柳 信 雄   | (株) 三菱東京 U F J 銀行取締役会長 |
| 小 林 裕 彦   | 弁護士                    |
| 斎 藤 誠     | 東京大学教授                 |
| 田 中 里 沙   | (株) 宣伝会議取締役編集室長        |
| 辻 琢 也     | 一橋大学教授                 |
| 中 村 廣 子   | 新宿区民生委員・児童委員           |
| 西 尾 勝     | (財) 東京市政調査会理事長         |
| 林 知 更     | 東京大学准教授                |
| 林 美 香 子   | キャスター・慶應義塾大学特任教授       |
| 林 宜 嗣     | 関西学院大学教授               |

#### 【国会議員 6 名】

|         |       |
|---------|-------|
| 滝 実     | 衆議院議員 |
| 中 川 正 春 | 衆議院議員 |
| 渡 辺 周   | 衆議院議員 |
| 山 口 俊 一 | 衆議院議員 |
| 武 内 則 男 | 参議院議員 |
| 谷 川 秀 善 | 参議院議員 |

#### 【地方六団体 6 名】

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 石 井 正 弘 | 岡山県知事 (全国知事会)            |
| 山 本 敦 和 | 三重県議会議長 (全国都道府県議会議長会会長)  |
| 森 民 夫   | 新潟県長岡市長 (全国市長会会長)        |
| 関 谷 博   | 山口県下関市議会議長 (全国市議会議長会会長)  |
| 藤 原 忠 彦 | 長野県川上村長 (全国町村会会長)        |
| 高 橋 正   | 群馬県榛東村議会議長 (全国町村議会議長会会長) |

(委 員 3 0 名)

### 第 3 0 次地方制度調査会臨時委員名簿

(平成 2 3 年 8 月 2 4 日現在)

|      |
|------|
| 臨時委員 |
|------|

|     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| 中 尾 | 修   | (財) 東京財団研究員 |
| 林   | 文 子 | 横浜市長        |

(臨時委員 2 名)